

豊島区青少年問題協議会要綱

平成18年11月1日

子ども家庭部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区青少年問題協議会条例（昭和31年豊島区条例第4号。以下「条例」という。）の規定による豊島区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員の定数)

第2条 協議会の定数は25名以内とし、条例第2条に規定する者の定数についてはそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 議会議員 4名以内
- (2) 学識経験者 17名以内
- (3) 関係行政機関の職員 4名以内

(委員)

第3条 条例第2条第3号に規定する関係行政機関の職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副区長
- (2) 教育長
- (3) 区内警察署長 1名
- (4) 巣鴨少年センター所長

(協議会)

第4条 協議会は、原則として年2回開催するものとする。

- 2 委員が協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会の開催10日前までに、子ども家庭部子ども若者課に送付するものとする。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、関係機関の職員に出席を求めることができる。

(専門委員)

第5条 条例第6条第2号に規定する専門委員は、協議会の委員のうち学識経験者10名以内とする。

- 2 専門委員により専門委員会を組織し、専門委員会には委員長及び副委員長を置くものとする。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務機構)

第6条 協議会に幹事を若干名おく。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから区長が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、次に掲げる職にあるものを常任幹事とする。

- (1) 福祉部長
 - (2) 子ども家庭部長
 - (3) 児童相談所長
 - (4) 教育委員会事務局教育部長
 - (5) 政策経営部企画課長
 - (6) 総務部治安対策担当課長
 - (7) 文化スポーツ部生涯学習・スポーツ課長
 - (8) 産業観光部産業振興課長
 - (9) 福祉部福祉総務課長
 - (10) 福祉部自立支援担当課長
 - (11) 福祉部障害福祉課長
 - (12) 福祉部障害福祉課障害支援担当課長
 - (13) 福祉部生活福祉課長
 - (14) 池袋保健所健康推進課長
 - (15) 子ども家庭部子ども若者課長
 - (16) 子ども家庭部子育て支援課長
 - (17) 子ども家庭部児童相談課長
 - (18) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
 - (19) 子ども家庭部保育課長
 - (20) 子ども家庭部保育支援担当課長
 - (21) 教育委員会事務局教育部庶務課長
 - (22) 教育委員会事務局教育部放課後対策課長
 - (23) 教育委員会事務局教育部指導課長
 - (24) 教育委員会事務局教育部学校支援担当課長
 - (25) 教育委員会事務局教育部教育センター所長
 - (26) 区内警察署生活安全課長
 - (27) 巣鴨少年センター主査
- 4 幹事は、協議会の常務として委員及び専門委員を補佐する。
 - 5 協議会の庶務は、子ども家庭部子ども若者課において処理する。

附 則

昭和46年1月1日から実施する。

附 則

昭和47年5月4日から実施する。

附 則

昭和49年4月1日から実施する。

附 則

昭和51年4月1日から実施する。

附 則

昭和54年6月27日から実施する。

附 則

昭和57年4月1日から実施する。

附 則

昭和59年4月1日から実施する。

附 則

昭和60年4月1日から実施する。

附 則

平成4年4月1日から実施する。

附 則

平成6年10月1日から実施する。

附 則

平成7年4月1日から実施する。

附 則

平成8年4月1日から実施する。

附 則

平成9年4月1日から実施する。

附 則

平成11年4月1日から施行する。

ただし、第2条及び第3条については、平成11年5月1日から施行する。

附 則

平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、子ども家庭部長の決定区分とする。

附 則

平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成23年11月1日から施行する。

附 則

平成26年5月16日から施行する。

附 則

平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和6年4月1日から施行する。

附 則

令和7年4月1日から施行する。